

滞納者情報の提供に関する要綱

(平成22年10月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市債権の管理に関する条例（平成20年西宮市条例第35号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、履行期限までに納付されない市の債権に係る債務者の情報（以下「滞納者情報」という。）について、当該滞納者情報を所管する課その他の所管（以下「所管課」という。）が、当該債務者に係る他の市の債権を徴収しようとする課その他の所管（以下「利用課」という。）に対し提供する場合に、所管課及び利用課が遵守すべき事項及び手続きを定め、もって市の債権の適正な管理に資することを目的とする。

(滞納者情報の提供)

第2条 所管課は、利用課に対し、滞納者情報の提供により利用課において債務者に対する必要な徴収手続を的確に行うことが可能であって、かつ、市の債権の適正な管理に資すると認められる場合を除いては、当該滞納者情報を提供することができない。ただし、当該債務者の同意があるときはこの限りではない。

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に規定する「これらの事務に関して知り得た秘密」に該当する情報については、地方税の滞納処分又は国税の滞納処分の例により処分することができる債権の徴収の目的以外に利用することができない。ただし、当該債務者の同意があるときはこの限りではない。

(利用申請及び提供の承認)

第3条 利用課の長は、この要綱の規定により滞納者情報の提供を受けようとするときは、滞納者情報利用申請書（様式第1号）を所管課の長に提出するものとする。

2 所管課の長は、前項の申請書の提出があったときは、提供の可否を審査し、申請を承認又は不承認とするものとし、滞納者情報利用承認書（様式第2号）により利用課の長に通知するものとする。

3 所管課の長は、前項の規定により承認する場合において、必要に応じ、利用に制限又は条件を付けることができる。

4 滞納者情報の提供は、所管課の長が最も適切であると認める方法により行うものとし、かつ、提供される滞納者情報は徴収事務執行上必要最小限のものとする。

(遵守事項)

第4条 利用課の長は、提供を受けた滞納者情報を当該債務者に係る利用課の債権の徴収の目的以外に利用してはならない。また、利用課の担当職員以外の者に閲覧させてはならない。

2 利用課の長は、提供を受けた滞納者情報の取扱いについては西宮市個人情報保護条例（平成15年西宮市条例第24号）及び関係法令が定めるところによるほか、所管課の長の指示に従うものとする。

3 利用課の長は、提供を受けた滞納者情報の管理について万全を期するとともに、常に担当職員に対して十分注意を払うよう指導等を徹底しなければならない。

4 この要綱中情報の取扱いに関する部分については、西宮市情報セキュリティポリシーの定めるところによる。

(記録の保管)

第5条 この要綱による滞納者情報の提供がなされたときは、利用課の長は当該滞納者情報利用承認書を、所管課の長は当該滞納者情報利用申請書及び滞納者情報利用承認書の写しをそれぞれ保管しなければならない。この場合の保管期間は、利用課において当該債務者の記録が保管される期間と同期間とし、所管課においては当該債権に係る徴収関係文書の保存年限の例によるものとする。

2 所管課の長は、提供した滞納者情報の管理及び保管について、利用課の長に報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、滞納者情報の提供及び利用に関し必要な事項は、当該滞納者情報に係る所管課の長がこれを定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

付 則 (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則 (平成29年10月1日)

この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

様式第1号（第3条第1項関係）

滞納者情報利用申請書

平成 年 月 日

長 様

以下の者の〇〇〇料の徴収にあたり必要ですので、次のとおり照会します。

長

No.	氏名	住所	宛名リンク番号	項目
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

様式第2号（第3条第2項関係）

滞納者情報利用承認書

平成 年 月 日

_____ 長 様

平成 年 月 日付の申請について承認し、以下のとおり回答します。

_____ 長

No.	氏名	住所	宛名リンク番号	項目
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				